

公共下水道事業特別会計予算

令和5年度棚倉町公共下水道事業特別会計予算

令和5年度棚倉町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ307,516千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、80,000千円と定める。

令和5年3月7日 提出

棚倉町長 湯 座 一 平

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		1,064
	1 負 担 金	1,064
2 使 用 料 及 び 手 数 料		48,199
	1 使 用 料	48,189
	2 手 数 料	10
3 国 庫 支 出 金		22,000
	1 国 庫 補 助 金	22,000
4 繰 入 金		134,449
	1 一 般 会 計 繰 入 金	134,449
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		3
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	1
	2 預 金 利 子	1
	3 雑 入	1
7 町 債		101,800
	1 町 債	101,800
歳 入 合 計		307,516

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		82,321
	1 総 務 管 理 費	82,321
2 公 共 下 水 道 事 業 費		42,299
	1 公 共 下 水 道 事 業 費	42,299
3 公 債 費		182,896
	1 公 債 費	182,896
歳 出	合 計	307,516

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業法適化事業	千円 5,400	証書借入	3%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合においては、利率の見直しを行った後の利率)	10年以内。ただし、町財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
公共下水道事業	千円 16,900	〃	〃	40年以内(内据置5年以内)。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
公共下水道事業 資本費平準化債	千円 79,500	〃	〃	20年以内。ただし、町財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
計	千円 101,800			